

香川県条例第20号

香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

香川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 健康で安らかな生活を営むことができる地域社会が形成されるよう、 地域密着型介護老人福祉施設等の整備、<u>養護老人ホーム等におけるスプリンクラー設備</u>その他の消防の用に供する設備の整備又は高齢者等を地域に <u>において支え合う体制の整備</u>を促進するため、香川県介護基盤緊急整備等臨 時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 健康で安らかな生活を営むことができる地域社会が形成されるよう、 地域密着型介護老人福祉施設等の整備<u>又は養護老人ホーム等におけるスプリンクラー設備</u>その他の消防の用に供する設備の整備を促進するため、香 川県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置す る。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。